

○北米		○大洋洲		○亞細亞洲		帝國ト交戦又ハ斷交セル諸國	
メキシコ	加北米合衆國	ニューシラランド	オーストラリア	イラーク	印度	重慶	重慶
外交斷絶	宣戰	宣戰	宣戰	宣戰	宣戰	宣戰	宣戰
十二月九日	十二月八日	十二月九日	十二月九日	十二月九日	十二月九日	十二月九日	十二月九日

S 1.7.0.0 -22

6

○亞細亞洲		○歐羅巴洲		東亞局		帝國ノ同盟諸國	
クロアチア國	ブルガリア國	スロヴァキア國	ルーマニア國	ハンガリー國	伊太利國	佛領印度支那	中華民國
宣戰(對英米)	宣戰(對英米)	宣戰(對英米)	宣戰(對英米)	宣戰(對英米)	宣戰(對英米)	共同作戰	一應關係
十二月十四日(對米)	十二月十三日(對米)	十二月十二日(對米)	十二月十三日(對米)	十二月十三日(對米)	十二月十一日(對米)	十二月九日	一應關係

S 1.7.0.0 -22

5

通商局第二課

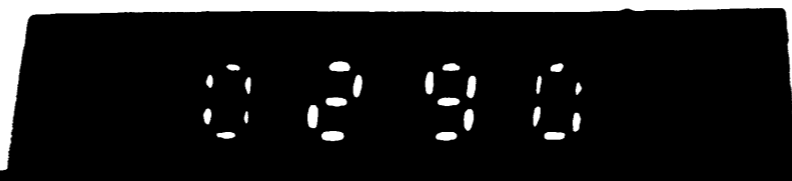
我々との関係
列子、應取

○ 歐洲

英 國	宣 戰	十二月八日
ドゴール 政 權	宣 戰	十二月九日
希 臘	外 交 断 絶	
ホーランド	宣 戰	十二月十二日
チェッコスロヴァキア	宣 戰	
○ 阿 利 加 加		
英 阿 聯 邦	宣 戰	十二月八日
埃 及	敵 國 符 号	十二月八日

○ 中 米

カ テ マ ラ	宣 戰	十二月八日
サルウアドル	宣 戰	十二月八日
ホンヂュラス	宣 戰	十二月八日
ニカラグア	宣 戰	十二月八日
コスタリカ	宣 戰	十二月八日
パ ナ マ	宣 戰	十二月九日
○ カ リ ビ ア ン 海		
キ ユ バ	宣 戰	十二月八日
ハ イ チ	宣 戰	十二月八日
ド ミ ニ カ	宣 戰	十二月八日
○ 南 米		
コ ロ ン ビ ア	外 交 断 絶	
ボ リ ヴ ァ イ ア	宣 戰	十二月十一日



秘

國名	宣戰(國交斷絶)等	同上日附通告日附	備考	
(中南米諸國)	宣戰布告	一ニ八	一ニ一〇	東郷外務大臣宛ハイチ國外務大臣ヨリノ電報
イ	宣戰布告	一ニ八	一ニ一〇	在京公使宛本國政府訓令
メ	國交斷絶	一ニ一	一ニ一	日附八一、八ナリ
キ	戰爭狀態發生	一ニ八?	一ニ一	但シ宣戰布告ニ非サル旨附記、在京獨大使ヨリノ通報
ド	戰爭狀態發生	一ニ八?	一ニ一	在京獨大使ヨリノ通報
バ	戰爭狀態發生	一ニ九	一ニ一	宣戰ノ日附ハ石射大使ヨリノ電報ニヨル
コ	國交斷絶	一ニ八	一ニ一	
ガ	宣戰布告セルモノト認ム	一ニ八	一ニ一	

米國及英帝國以外ノ對日宣戰(國交斷絶)國一覽表
(昭和一六、一一、二六、一ニ一)

新

國名	宣戰(國交斷絶)等	同上日附通告日附	備考	
和	宣戰布告	一ニ八	一ニ一〇	在埃及鈴木公使發電報
埃	國交斷絶	一ニ九	一ニ一	
白	國交斷絶	一ニ九	一ニ一	
希	國交斷絶	一ニ九	一ニ一	
イ	國交斷絶	一ニ九	一ニ一	
波	宣戰布告	一ニ九	一ニ一	
(中南米以外)				
ホ	宣戰布告セルモノト認ム			
ニ	宣戰布告セルモノト認ム			
コ	宣戰布告セルモノト認ム			
サ	宣戰布告セルモノト認ム			

チ
エ
コ
宣
戦
布
告
ド・ゴール
政
府
宣
戦
布
告
重
慶
政
府
宣
戦
布
告

新
聞
報
重
慶
放
送

S 1.7.0.0 -22

11

REEL No. A-1080

0292

アジア歴史資料センター

對日宣戰又ハ國交斷絶國一覽表

(昭和一六一三二四調一作成表修正)

國名	宣戰又ハ國交斷絶等	同上日附通告日附	備考
英	國戰爭狀態存在	一三、八	八日英國政府ハ在英上村代理大使ニ對シ戰爭狀態存在ヲ通告
和	國戰爭狀態存在	一三、八一三、一〇	十日在京和國公使ヨリ戰爭狀態存在ノ正式通告
ハ	イチ宣戰布告	一三、八一三、八	八日同國外務大臣ヨリ外務省宛電報ヲ以テ正式宣戰布告
メ	キシコ外交關係斷絶	一三、八一三、八	八日同國外務大臣ヨリ三浦公使ニ對シ外交關係斷絶ノ通告ヲ爲シタル旨十五日三浦公使ヨ

外務省

(日本標準規格B5)

6 1.7.0.0 -22

12

國名	宣戰又ハ國交斷絶等	同上日附通告日附	備考
埃	及戰爭狀態存在及外交關係斷絶	一三、九	リ電報アリ又東京ニ於テモ十一日東京總領公使ヨリ正式通告アリ
白	耳 國交斷絶	一三、十八	九日同國外務大臣ヨリ鈴木公使ニ對シ戰爭狀態存在ノ宣言及外交關係斷絶ヲ通告セル旨十三日鈴木公使ヨリ通報アリ
コ	ロンビヤ 國交斷絶	一三、九	十八日在京「ベルギー」大使ヨリ西次官ニ對シ國交斷絶ヲ通告セリ
イ	ラ ク 國交斷絶	一三、一六	御井公使ヨリ在「スベイン」須磨公使經由通報アリ
ヴ	エネスエラ 國交斷絶	一三、三一、一三、三一	同國外務省ヨリ大漢見代理公使ニ公文ヲ以テ

外務省

(日本標準規格B5)

6 1.7.0.0 -22

13

ガナマラ	宣戦布告セルモ ノト認ム			在「アルゼンチン」 井大使ヨリ公電
ホンチユラス	宣戦布告セルモ ノト認ム			・
ニカラグア	宣戦布告セルモ ノト認ム			・
コスタリカ	宣戦布告セルモ ノト認ム			・
ドミニカ	戦争状態存在	一三	八一三二二	在「アルゼンチン」 井大使ヨリ公電及在京 獨大使ヨリ通報
パナマ	宣戦布告	一三	九一三二七	在「ブラジル」 石村大使ヨリ公電宣戦ノ日 ハ右公電ニ依ル
希臘交衝地			一三二二三	

外務省

(附 中立宣言ヲナセル國)

フランス 十二月九日同國外務省ヨリ在佛加薩大使ニ對シ公文
ヲ以テ中立ノ態度ヲトル旨通告セリ

土耳^キ 十二月十三日在京「トルコ」大使ヨリ大臣宛書翰ヲ
以テ中立維持ノ正式通告ヲナセリ

外務省

一、在本邦敵國利益ノ代表國

(昭和十六、一五)

(敵國名)	(敵國利益ノ代表國)
米 國	瑞 西
英 本 國	アルゼンティン
豪 州	同 右
加 奈 陀	同 右
南アフリカ	瑞 西
和 蘭	瑞 典
エチオト	瑞 西
メキシコ	瑞 典

外務省

二、支那皇軍占領地域ニ於ケル敵國利益ノ代表國

(敵國名)	(敵國利益ノ代表國)
米 國	瑞 西
英 本 國 及 自 治 領	瑞 西
和 蘭	瑞 西
パナマ	瑞 西

外務省

グ エ ネ ス エ ラ	イ ラ ク	コ ロ ン ビ ヤ	白 耳 義	埃 及
交 断 絶	交 断 絶	交 断 絶	交 断 絶	及 戦 争 状 態 存 在 及 交 断 絶
一 三 三 一	一 三 一 六	一 三 九		一 三 九
一 三 三 一			一 三 十 八	
代 理 公 使 ニ 公 文 ヲ 以 テ	同 國 外 務 省 ヨリ 大 使 見	報 ア リ	御 井 公 使 ヨリ 在 「 ス ベ イ ン 」 須 磨 公 使 運 由 通	リ 電 報 ア リ 又 東 京 ニ 於 テ モ 十 一 日 東 京 通 信 公 使 ヨリ 正 式 通 告 ア リ

(日本標準規格B5) 6 1.7.0.0 -22 19

メ キ シ コ	ハ イ チ	和	英	歐
外 交 關 係 断 絶	宣 戰 布 告	戰 争 状 態 存 在	戰 争 状 態 存 在	名 宣 戰 又 ハ 國 交 断 絶 等
一 三 八 一	一 三 八 一	一 三 八 一	一 三 八 一	同 上 日 附 通 告 日 附
一 三 八 一	一 三 八 一	一 三 一 〇		備 考
ル 旨 十 五 日 三 浦 公 使 ヨ	三 浦 公 使 ニ 對 シ 外 交 關 係 断 絶 ノ 通 告 ヲ 爲 シ タ	八 日 同 國 外 務 大 臣 ヨリ	外 務 省 宛 電 報 ヲ 以 テ 正 式 宣 戰 布 告	八 日 同 國 外 務 大 臣 ヨリ

(昭和一六—一三二四調一作成表修正)

(日本標準規格B5) 6 1.7.0.0 -22 18

ガナマラ	宣戦布告セルモ ノト認ム		在「アルゼンチン」 井大使ヨリ公電
ホンチユラス	宣戦布告セルモ ノト認ム		
ニカラグア	宣戦布告セルモ ノト認ム		
コスタリカ	宣戦布告セルモ ノト認ム		
ドミニカ	戦争状態存在	一三 八一 二二	在「アルゼンチン」 井大使ヨリ公電及在京 獨大使ヨリ通報
パナマ	宣戦布告	一三 九一 二七	在「プフジール」 石村大使ヨリ公電宣戦ノ日附 ハ右公電ニ依ル
希臘	宣戦布告	一三 二二 三三	

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0 -22

外務省

(附 中立宣言ヲナセル國)

フランス 十二月九日同國外務省ヨリ在佛加藤大使ニ對シ公文
ヲ以テ中立ノ態度ヲトル旨通告セリ

土耳其 十二月十三日在京「トルコ」大使ヨリ大臣宛書翰ヲ
以テ中立維持ノ正式通告ヲナセリ

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0 -22

外務省

一、在本邦敵國利益ノ代表國

(昭和一六一、一五)

(敵國名)	米 國	英 本 國	濠 洲	加 奈 陀	南アフリカ	和 蘭	エヂプト	メキシコ
(敵國利益ノ代表國)	瑞 西	アルゼンティン	同 右	同 右	瑞 西	瑞 典	瑞 西	瑞 典

外務省

二、支那皇軍占領地域ニ於ケル敵國利益ノ代表國

(敵國名)	米 國	英 本 國 及 自 治 領	和 蘭	バ ナ マ
(敵國利益ノ代表國)	瑞 西	瑞 西	瑞 西	瑞 西

外務省

対日宣戦又ハ国交断絶國 覽表

(昭和十六、一、二四 訓一 作成表修正)

國名 宣戦又は国交断絶等 同上又は逆等日付 備考

法理

同文のため、条約局 ~~法理~~ 以 揃 事務官

にあつた。

昭和三十三年一月十三日

49

817.0.0-22 (24~27) 2冊

外務省

一、在本邦敵國利益ノ代表國

(昭和一六一、一五)

(敵國名)	米 國	英 本 國	濠 洲	加 奈 陀	南 ア フ リ カ	和 蘭	エ ジ プ ト	メ キ シ コ
(敵國利益ノ代表國)	瑞 西	ア ルゼンテイン	同 右	同 右	瑞 西	瑞 典	瑞 西	瑞 典

外務省

ニ支那皇軍占領地域ニ於ケル敵國利益ノ代表國

(敵國名)	米 國	英 本 國 及 自 治 領	和 蘭	パ ナ マ
(敵國利益ノ代表國)	瑞 西	瑞 西	瑞 西	瑞 西

外務省



ドミニカ	ハイチ	玖マ	パナマ	コスタリカ
ニ	ニ	マ	マ	マ
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
ノ	東	南	在	在
南	郷	條	京	亞
條	大	代	同	大
代	臣	理	向	使
理	宛	公	國	公
公	電	使	公	報
使	報	ニ	使	先
ス	ル	ニ	一	官
ス	モ	ニ	七	憲
ス	十	ニ	日	憲
ス	日	ニ	通	憲
ス	受	ニ	告	憲
ス	電	ニ	越	憲
ス	報	ニ	セ	憲
ス	セ	ニ	リ	憲
ス	リ	ニ		憲
ス	ナ	ニ		憲
ス	ナ	ニ		憲
ス	シ	ニ		憲
ス	シ	ニ		憲
ス	シ	ニ		憲
ス	シ	ニ		憲

S 1.7.0.0-22

ニカラガア	ホンジュラス	サルヴァドル	グワテマラ	國名
又ハ	又ハ	又ハ	又ハ	日
ハ	ハ	ハ	ハ	附
ナ	ナ	ナ	ナ	通
シ	シ	シ	シ	告
シ	シ	シ	シ	ノ
シ	シ	シ	シ	有
シ	シ	シ	シ	無
シ	シ	シ	シ	又
シ	シ	シ	シ	ハ
シ	シ	シ	シ	方
シ	シ	シ	シ	採
シ	シ	シ	シ	レ
シ	シ	シ	シ	ル
シ	シ	シ	シ	措
シ	シ	シ	シ	置

S 1.7.0.0-22

大東亞戦争開始以後帝國ニ對シ宣戰又ハ國交斷絶
 (ニセニア)米、一
 宣戰
 宣戰

ニ 國交斷絶國

國名	日付	通告方法 (備考)	我方ノ採レル措置
メキシコ	ニハ	在京同國公使一日通告越セリ	本國政府ノ向公ナシ
コロンビア	ニハ	柳井公使ニ對スル旨通告	ニハ
ヴェネズエラ	ニニ	大儀見代理公使ニ對スル通告	ナシ
希臘	ニニ	在京同國公使ノ通告	ナシ
白耳義	ニニ	在京同國公使ノ通告	ナシ

S. 1.7.0.0 -22

重慶政府	和蘭	波蘭	政權	ド・ゴール
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
重慶放送	新聞報	新聞報	新聞報	新聞報
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ

S. 1.7.0.0 -22

イ ラ ク 一 六	官 崎 公 使 ニ 對 ス
埃 及 ニ ハ	ル 通 告
セ リ	在 京 同 國 代 理 公 使 十 一 日 通 告 越 ル 旨 通 告
	八 日 以 降 斷 交 セ ナ シ

「リオ」會議以後對日斷交ヲ通告シ來リタル羅米諸國
二月二日 米 二 課

戰
争
中
の
新
交
渉

對日斷交國	斷交ノ日	
ペ ル ー	一 月 廿 四 日	
ウ ル グ ア イ	廿 五 日	
ブ ラ ジ ル	廿 八 日	
ポ リ ヴ イ ア	廿 八 日	
エ ク ア ド ー ル	廿 九 日	「エ」國政府ハ斷交決定セリト ノ旨ヲ通知セリ
パ ラ グ ア イ	卅 日	古關副領事ニ對シ外交旅券ヲ交 付シ退去ヲ要求越セリ

秘

一 中 米

暹羅亞米利加ノ宣戰及斷交國ニ於ケル在留邦人狀況

(米二、昭一七、三)

手平子(折交)

國名	宣戰又ハ斷交	在留邦人數	在留邦人狀況
(1) ニコタ多リカ	宣戰 (十二月八日)	約 二〇	在留邦人ヲ抑留シ、日本汽船一隻ヲ沒收セル旨ノ情報アリ
(2) キューバ	宣戰 (十二月八日)	約 一〇〇〇	在留邦國入ノ抑留、監禁ヲ停止シ爾今各個別ニ正當ノ理由アル場合ニノミ之ヲ行フ
(3) ドミニカ	宣戰 (十二月八日)	ナ	「スバイ」嫌疑ニテ拘禁セラレ又漁船ノ差押ヘヲ受ケタルモノアル模様ナリ
(4) エル・サルバドル	宣戰 (十二月八日)	ニ情報ナシ	

(5) グアテマラ	宣戰 (十二月八日或ハ九日)	ナ	ナ
(6) ハイチ	宣戰 (十二月八日)	ナ	ナ
(7) ハンジュラス	宣戰 (十二月八日或ハ九日)	ナ	ナ
(3) マタシコ	斷交 (十二月八日)	約 六〇〇〇	資産凍結セルモ實際上ノ取扱ニハ多少手心ヲ加フ又邦人ノ一部ハ低加州ヨリ米國へ退去命令ヲ受ケタル模様

墨西哥市内及其他ノ地點ニ收容中ノ邦人數約三百内若干ハ一定ノ住居ニ居住ヲ命ゼラレ其ノ範圍ニテ行動ハ自由ナリ

國名	宣戰又ハ斷交	在留邦人數	在留邦人狀況
(1) ポリワイア	(一月二十八日)	約六〇〇	「ポリワイア」政府ハ斷交通告ニ當リ外國人ニ許與スル全保護ヲ在留日本入ニ與フベキ旨ヲ報越セリ 邦南ノ大部分ハ營業ヲ繼續シ居ルモ八、九月ニ至ラバ規模縮少乃至閉店ノ已ムナキニ至ルベシト見ラル
(2) フラジル	(一月二十八日)	約二〇〇〇〇	邦人ノ取引一切ニ對シ事前許可ヲ要ス

ニ南米

國名	宣戰又ハ斷交	在留邦人數	在留邦人狀況
(9) ニカラグア	(十二月八日或ハ九日)		
(10) パナマ	(十二月九日)	戰約ニ〇〇	邦人財産ハ全部沒收セラレタル由ニ關シ便宜ヲ供與一時政府ニテ保護スル旨發表セリ 邦人收容所ハ檢疫所内ニ在リテ男、女別々ニテ生活ヲナシ居リ其等不足ナリ且一週間一回約十五分間家族トノ面會ヲ許可セラレ居ル由

6	(5) パラグアイ 斷 (一月三十日)	(4) エラドル 斷 (一月二十九日)	(3) コロンビア 斷 (十二月八日)
	約 七〇〇	約 二〇〇	約 三〇〇
	資金統制令發布セラレタルモ平靜ニ服シ居レリ「バ」政府ハ獨自ノ立場ニテ邦人ノ保護ヲ講ズベキ旨約セリ 生活上困難ヲ來スベキモノノ出現ニ備ヘ之ガ相互聯絡扶助ノ方法ヲ講ジ居レリ	邦人一同無事ナリ 線「リオバンバ」町ニ在留邦人全部ヲ集合居住セシメタルモ且且寛大ノ取扱ヲ受ケ居レリ	資産凍結以外何等措置シ居ラズ在留

都會地ニハ「インテリ」失業者相當數アリ又「マリリヤ」其他ノ地方ニテハ棉花不作、實行不良ノ爲困窮者アリテ全國ニ於ケル救護者三、四百家族以上ナリ今後右數字ハ信以上ニ差スル形勢ナリ尙右ニ謂シ我方ニ於テハ既ニ救済措置ヲ講ジ置キタリ伯國官憲ノ在留邦人ニ對スル態度好意的ニシテ差別的又ハ壓迫措置ヲ執リ居ラズ尤モ「サントス」日本人會ハ閉鎖ヲ命ゼラレ「サンパウロ」日本人會、日本人體育協會等ハ警察ノ取調ヲ受ケタル模様

(6) ハルグアイ	(7) ハルグアイ
断 (十二月三十一日)	断 (一月廿五日)
交約	交約
セロ	セロ
<p>土着邦商ハ「ストック」多量ニテ長期ノ備ヘ充分アリ又大部分ノ邦商ハ戦争勃發前「ブエノス・アイレス」ニ引揚ゲタリ在留邦人ハ差シタル不安ヲ感ジ居ラス</p> <p>生活上困難ヲ生スル者ニ付テハ現地生活維持ヲ計ル爲夫々相互聯絡扶助ノ法ヲ講ジ居レリ</p> <p>(1) 資金、有價證券ノ移動ヲ禁止シ居ルモ打撃大ナラス</p> <p>(2) 在「カラカス」瑞西代理公便報告ニヨレバ「クラサオ」島ニテハ邦人ノ抑留セラレタルモノナク又動産、不動産ナシ</p>	<p>旅行、集會、新聞發行ヲ禁止シ銀行預金、有價證券ノ移動ヲ特別許可アル場合ヲ除キ禁止ス實際上ノ取扱モ相當嚴重ナル模様ナルモ代表的本邦商工業者及農業經營者ニハ未ダ表面異狀ナシ目下ノ處失業者數ハ邦宇新聞社關係約八十名ナルモ將來日本人會、商工協會、教育會關係従業員ハ失業ノ惧アリ</p> <p>海岸ノ一、二特殊地帯ニ於ケル在留邦人立退ヲ命ゼラレタリ</p> <p>右以外ニハ在留邦人ニ別ニ變リタルコト無キ由</p>
S 1.7.0.0-22	43

(6) 秘
露断 (一月二十四日)
約ニトコロ
<p>旅行、集會、新聞發行ヲ禁止シ銀行預金、有價證券ノ移動ヲ特別許可アル場合ヲ除キ禁止ス實際上ノ取扱モ相當嚴重ナル模様ナルモ代表的本邦商工業者及農業經營者ニハ未ダ表面異狀ナシ目下ノ處失業者數ハ邦宇新聞社關係約八十名ナルモ將來日本人會、商工協會、教育會關係従業員ハ失業ノ惧アリ</p> <p>海岸ノ一、二特殊地帯ニ於ケル在留邦人立退ヲ命ゼラレタリ</p> <p>右以外ニハ在留邦人ニ別ニ變リタルコト無キ由</p>
S 1.7.0.0-22
42

別紙添附

條二普通第一九號

昭和十七年二月二十三日

外務省 條約局長

朝鮮總督府 司政局長 殿

敵國及敵性國調ニ關スル件

本件ニ關シ二月十三日附條二普通第一三號ヲ以テ帝國ニ對スル宣
戰又ハ國交斷絶國一覽表ヲ送付致置タル處今般該表ヲ改訂シテ別
紙ノ通一覽表ヲ作成シタルニ付右一部茲ニ送付舊表ト取換方可然
御取計相成度

外務省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1080

0308

アジア歴史資料センター

國名	又ハ斷交	帝國ニ對スル宣戰	上記状態ノ發生セル日附
「メキシコ」	國斷		交昭和十六年十二月十一日
「パナマ」	國宣		戰同年十二月十七日
「ベルギー」	國宣		交同年十二月十八日
「ギリシア」	國斷		戰同年十二月二十日 (當該國時間)
「ヴェネズエラ」	國斷		交同年十二月二十三日
「ペル」	國斷		交昭和十七年一月二十四日 (當該國時間)
「ウルグアイ」	國斷		交同年一月二十五日 (當該國時間)
「ブラジル」	國斷		交同年一月二十八日 (當該國時間)
「ボリヴァイア」	國斷		交同年一月二十八日 (當該國時間)
「エクアドル」	國斷		交同年一月二十九日 (當該國時間)
「パラグアイ」	國斷		交同年一月三十日 (當該國時間)

國名	又ハ斷交	帝國ニ對スル宣戰	上記状態ノ發生セル日附
「イラーク」	國斷		交昭和十六年十一月十六日 (當該國時間)
「エジプト」	國斷		交同年十二月八日
「コロンビア」	國斷		交同年十二月八日 (當該國時間)
「キューバ」	國宣		戰同年十二月八日 (當該國時間) (認定)
「ドミニカ」	國宣		戰同年十二月八日 (當該國時間) (認定)
「ホンデウラス」	國宣		戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「グアテマラ」	國宣		戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「コスタリカ」	國宣		戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「ニカラグア」	國宣		戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「サルヴァドル」	國宣		戰同年十二月九日 (當該國時間) (認定)
「ハイテイ」	國宣		戰同年十二月十日
「オランダ」	國宣		戰同年十二月十日